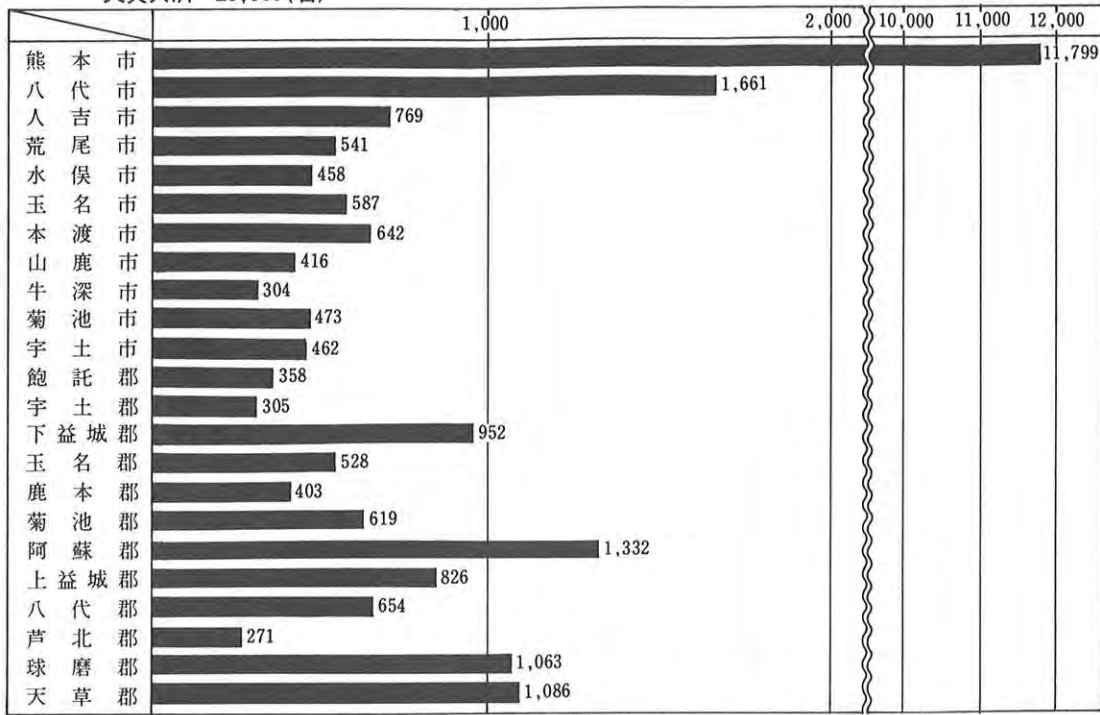
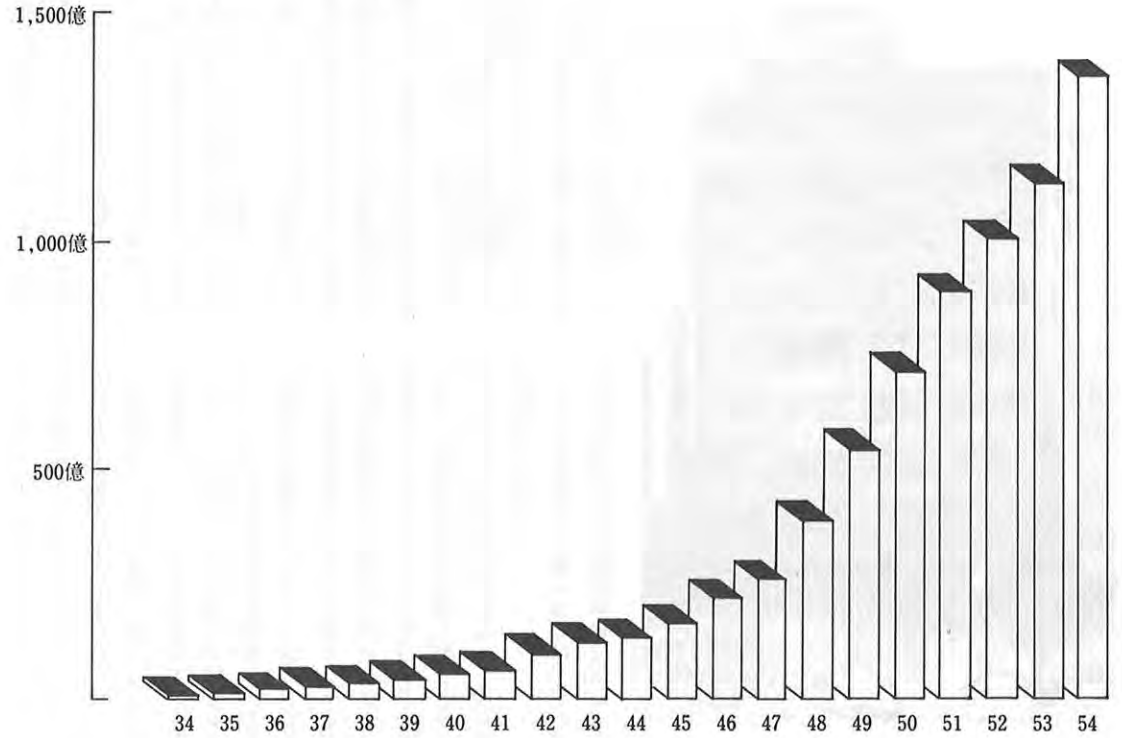


地区別組合員数 《昭和54年度末》

●合計
火災共済 26,509(名)



火災共済年度別契約高の推移



組合同としては、本年三月県商工会館の落成により、二階に入居し職場環境が整備されたことや、今回の中協法の改正により共済事業の範囲が拡大されたことなどを記念し、『新しい出発』の年として組合員の増強に努力しております。

先にも述べましたように、共済事業は規模が大きくなればなるほど安定した規模の利益を生むもので、この共済組合も発足当時は、その安全性を保つために最高契約高は百五十万円に抑えられ、契約者が満足のいく額ではありませんでした。その後、財政基盤の確立とともにその規模に応じ、数回にわたる契約引受額の引上げが行われ、現在では、再共済制度（再保険）の確立などもあって、最高一億五千万円までの契約を引受けております。

更に、今回の「中協法」の改正により、その補償範囲拡大の道も開かれ、経営基盤の確立とともに、現代のニーズにマッチした各種共済への道も開かれるわけで、商工業者の皆様も県火災共済を自からのものとして理解し、積極的に利用されるとともに、商工会議所、商工会、各種協同組合などにおかれても、さらに制度のPRにつとめ共済の輪を大きく広げていただきたいものです。

従って、共済金額は時価一杯に契約しなければ十分な補償はえられません。

(一) 時価額の求め方

時価額は、基本的には次の方式で計算して求めます。

(イ) 建物

現在の再築価額（新築価額）ー減価償却。

経年減価率は、建築価額（㎡当りの単価）、用法等によって異なりますが大体一年につき一％～一・三％程度の減価率です。

例えば、五年前に一千万円で新築した住宅物件を現在火災保険（共済）につける場合の時価額の求め方は次のようになります。

(例) ①共済金額 500万円
時価額 1,000万円 の場合
損害額 100万円
 $100万円 \times \frac{500万円}{1,000万円} = 50万円$
の支払いとなります。

②共済金額 1,000万円
時価額 1,000万円 の場合
損害額 100万円
 $100万円 \times \frac{1,000万円}{1,000万円} = 100万円$
の支払いとなります。

(ロ) 商品……仕入価額

(ハ) 機械……再調達価額（新品価額）ー経年減価償却。

※ 中古車減価償却率 = $\frac{100\% - \text{最終残価率}(10\%)}{\text{推定耐用年数}}$
推定耐用年数は法附則用年数の1.5～2.0倍です。

(ニ) 家財……再調達価額（新品価額）ー減価償却。

減価償却率はその使用年数によって異なりますが、約20～30%です。

(三) 県火災共済の組合員は商工中金の直貸の対象となる

商工組合中央金庫（商工中金）は、官半民の政府系金融機関ですが、通常商工中金を利用する場合は、協同組合の組合員に限られております。

従って、県火災共済の組合員になりますと、商工中金の直接貸付の対象となりますので、商工業者の方々はたいに活用して下さい。（中小企業振興課）

(例) 現在の再築価額が1,200万円とすれば、 $1,200万円 \times 5\%$ （経減率）=60万円
 $1,200万円 - 60万円 = 1,140万円$ の時価額となりますが、共済金額は、1,100万円契約すれば充分といえます。

制度のあらまし

(加入の対象)

県火災共済は、普通の火災保険と同じくその対象となるものは、建物、商品、機械、什器備品、家財など、全てが共済の対象となります。

(加入限度額)

加入限度額は、組合の正味流動資産など組合の担保力に応じて定められることになっておりますが、現在は、

- ① 木造物件……三千万円
- ② 鉄骨造………五千万円
- ③ 鉄筋コンクリート造……一億五千万円

まで引受けております。

契約時の留意事項

(一) 二契約は時価一杯に

現在一番普及しているのは、時価保険といわれるもので、保険金は保険の目的の時価に対する割合で支払われるもので次の算式によります。

(損害額 × 保険(共済)金額 = 支払額) ÷ 目的の時価額 (保険金)